

○日本育英会映画貸し出し規程

昭和37年7月24日

達第404号

改正 昭和62年5月27日達第801号

平成元年2月1日達第823号

平成4年3月9日達第860号

日本育英会映画貸し出し規程

(目的)

第1条 この規程は、日本育英会の事業の普及を図るため本会の所有する映画（以下「映画」という。）の貸し出しについて定めることを目的とする。

(貸し出しの手続)

第2条 映画を借り受けようとする者は、映画借用書（別記第1号様式）を本会に提出して申し出なければならない。

2 本会は前項の申し出を適当と認めたときは、貸し出しを行なうものとする。

(貸し出し期間)

第3条 映画の貸し出し期間は次のとおりとする。

(1) 映画の受け渡しができる者 5日以内

(2) 前号以外の者 1カ月以内

2 特別の事由がある場合には、借用期間延長願（別記第2号様式）により前項各号に規定する期間を延長することができる。

(費用)

第4条 映画の貸し出しは無料とする。ただし、映画を本会に返す場合の費用は借り受けた者の負担とする。

(禁止事項)

第5条 映画を借り受けた者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 営利を目的として上映すること。

(2) 本会の許可なく他へ貸し出すこと。

(3) 映画の内容を変えること。

(4) 全部又は一部を複製すること。

(弁償)

第6条 映画を借り受けた者が、映画を毀損または紛失したときは本会に対し相当額の弁償をしなければならない。

(映画の返還および報告)

第7条 映画を借り受けた者は、映画の使用を終えたときは、ただちに本会に返還しなければならない。

2 前項の返還後は、すみやかに上映報告書（別記第3号様式）および上映報告票（別記第4号様式）を提出するものとする。

(貸し出しの担当)

第8条 映画の貸し出しの事務は、本部においては企画広報部広報課が、支所においては総務課がそれぞれ担当する。

附 則

この規程は、昭和37年7月24日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和42年9月11日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年5月27日達第801号）

この規程は、昭和62年5月27日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成元年2月1日達第823号）

この規程は、平成元年2月1日から施行する。

附 則（平成4年3月9日達第860号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

別記第1号様式

課長	課長補佐	係長	主査	主任	係

借 用 書

日本育英会映画貸し出し規程にもとづき、貴会所有の映画を使用いたしたいと思しますので、借用方お願いいたします。

平成 年 月 日

日本育英会会長 殿

借り受け責任者

公印

団体名称		借 用 期 間	平成 年 月 日から
団体代表者			平成 年 月 日まで
団体所在地		電 話	
使用目的			
使用機械名		機 械 番 号	No.

使用予定表

使用年月日	使用場所	使用団体名	取扱責任者	備 考

別記第2号様式

課長	課長補佐	係長	主査	主任	係

期間延長願

下記の理由により、借用期間の延長をお願いいたします。

平成 年 月 日

日本育英会会長 殿

借り受け責任者

公印

団体名称		延長期間	平成 年 月 日から
団体代表者			平成 年 月 日まで
延長理由			

使用予定表

使用年月日	使用場所	使用団体名	取扱責任者	備考

別記第3号様式

上 映 報 告 書

貴会より借り受けました映画を下記のとおり上映いたしましたので上映報告票添付の
うえご報告いたします。

平成 年 月 日

使用年月日	使用場所	使用団体名	使用年月日	使用場所	使用団体名

日本育英会会長 殿

借り受け団体名

借り受け責任者名

印

別記第4号様式

上映報告書

(上映ごとにお書き下さい)

と き	平成 年 月 日	主 催 団 体 名				
上 映 場 所		記 入 者				
(感想)		主 催 団 体 代 表 者	印			
		映 写 主 任 名				
		映 写 機				
		フ ィ ル ム の 状 態				
		観 覧 者 し ら べ				
		小 学 生	%	青 年	%	総 数
		中 高 学 生	%	大 人	%	
	大 学 生	%	老 人	%		

別記第 1 号様式

別記第 2 号様式

別記第 3 号様式

別記第 4 号様式